

# 丸亀市避難行動要支援者登録制度について

この制度は、主に災害時に自ら避難することが困難で、避難支援を必要とすると思われる高齢者や障害がある人等（避難行動要支援者）が、平常時からの見守りや避難訓練、災害時における避難誘導など、地域社会の共助による支援が受けられるような体制を整備することを目的としています。

市では、避難行動要支援者台帳の作成を行い、登録内容を避難支援等関係者へ情報提供し、避難行動要支援者への平常時からの見守り等や、災害発生時または発生する恐れがある時の避難支援や安否確認等に活用させていただきます。

登録手続き等は、以下の内容をご確認のうえ行ってください。

## 「避難行動要支援者」の対象者について

次の①~⑥に該当する人で、主に災害時に自ら避難することが困難な人が対象です。

- ① 介護保険法に基づく要介護度3以上の認定を受けている人
- ② 75歳以上の一人暮らしで要介護度1以上の人又は75歳以上の高齢者のみの世帯で全員が要介護度1以上の人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている障害の程度が1級又は2級の人  
(心臓又は腎臓障害のみ該当の方は除く。)
- ④ 療育手帳の交付を受けている障害の程度が㊤またはAの人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害の程度が1級の人
- ⑥ 上に掲げる該当項目に準ずる状態にあり、災害時の支援や平常時からの見守り等が必要と認められる人（一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、難病患者など）

※次の場合は対象となりません。

ア 福祉施設等へ入所している人、長期入院している人

イ 避難等において家族等の支援が受けられる人 など

## 登録の手順について

- 1 丸亀市避難行動要支援者台帳へ登録された方には、丸亀市から登録申請書を送付しますので、「わたしの避難計画（丸亀市避難行動要支援者登録（変更）申請書兼個別避難計画（様式第1号）」をご提出ください。
- 2 対象者は自動的に台帳登録されますので、登録希望しない人は「台帳への登録不要」を選択して提出してください。
- 3 提出の際は、別紙「記入例」及び「Q&A」を参照し、記入してください。

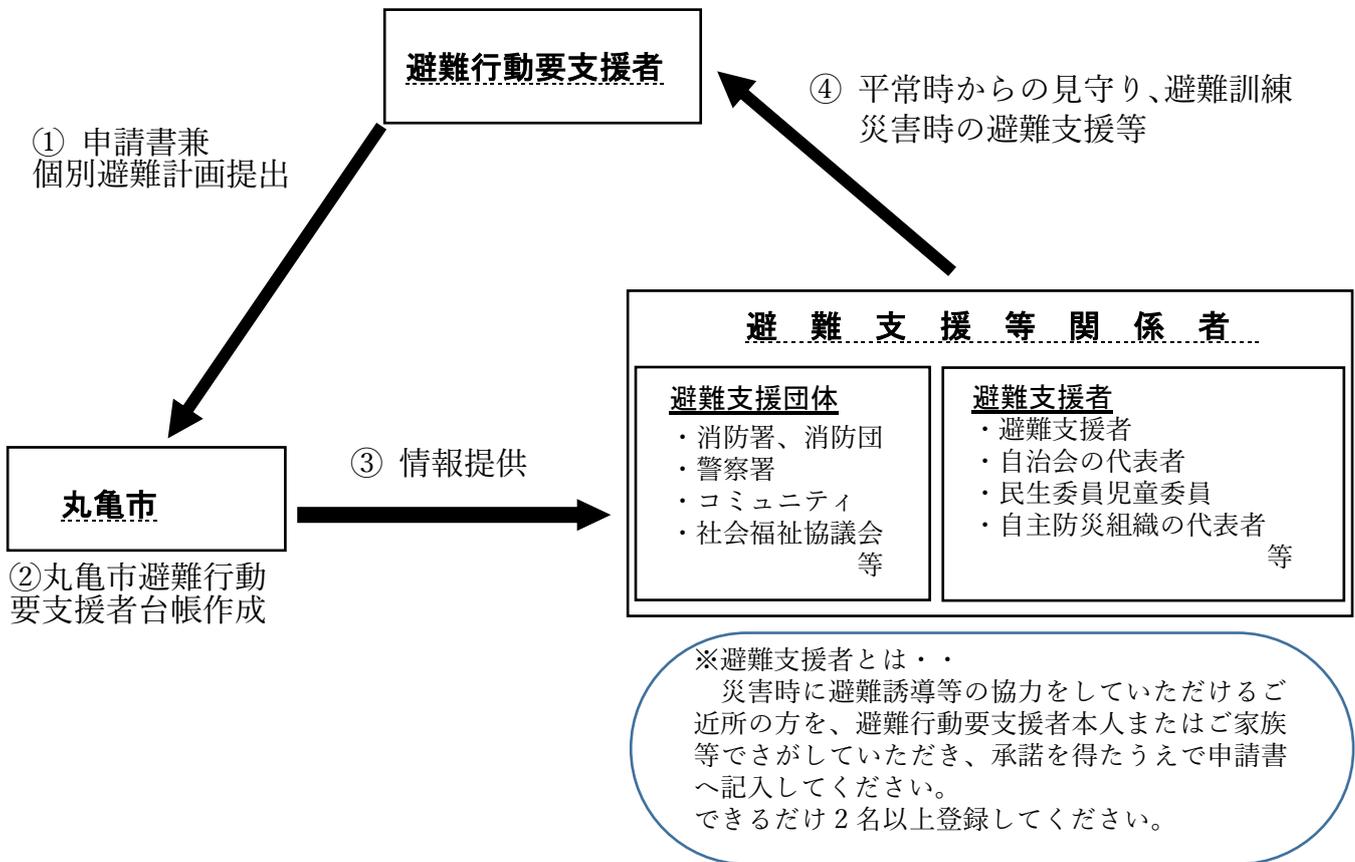
特に避難支援には、災害時に避難誘導等を行っていただく避難支援者の協力が欠かせませんので、災害時の避難支援者となっただけのご近所の方に協力を依頼し、了承を得たうえで、個別避難計画への記載をお願いします。

(※どうしても避難支援者が見つからない場合は、避難支援者欄が未記入のままでも登録はできます。)

- 4 個人情報の提供について同意があった方の情報を、避難支援等関係者に提供します。登録内容の確認等のため、地域の民生委員等が伺う場合がありますので、ご理解の程よろしくお願いたします

## 個人情報の提供について

- 1 個人情報の提供について同意があった台帳および個別避難計画の内容については、平常時から、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供します。(災害発生時には、同意の有無に関わらず情報提供します。)
- 2 避難行動要支援者本人の個人情報の提供に加え、申請書や個別避難計画に記載された避難支援者や緊急連絡先家族等の個人情報も、必要に応じて避難支援等関係者に情報提供されますので、避難支援者や緊急連絡先の家族等へあらかじめ承諾をとったうえで、申請書兼個別避難計画へ記載してください。
- 3 個人情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があり、個人情報は適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用されないことになっています。



## 注意事項

- 1 避難行動要支援者台帳に登録すること及び避難支援等関係者への情報提供に同意することによって、災害時の支援が必ず行われることが保証されるものではありません。また、避難支援者をはじめ避難支援者は、避難支援等について法的な責任や義務を負うものではありません。日頃から、避難支援者の方と、災害時の避難についてご相談ください。
- 2 申請内容に変更が生じたときは、速やかに市へ変更の手続きをしてください。
- 3 福祉施設等へ入所したことや、市外へ転出したこと等が市において把握できた場合には、登録を削除します。

【問い合わせ先】 丸亀市福祉課 (0877) 24-8873 高齢者支援課 (0877) 24-8831  
危機管理課 (0877) 25-4006 消防本部防災課 (0877) 25-4005